

様式11-1

事 業 報 告 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 医療法人の概要

(1) 名 称

医療法人社団 兼誠会

- ① 財團 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地

兵庫県尼崎市南塚口町6丁目8番1号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日

昭和35年12月27日

(4) 設立登記年月日

昭和35年12月27日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	杉安 保宣	医療法人社団 兼誠会 理事長
常務理事	杉安 謙仁朗	
理 事	新井 永植	医療法人社団 兼誠会 つかぐち病院 名誉院長
同	河井 秀将	医療法人社団 兼誠会 統括本部長
同	西平 友彦	尼崎介護老人保健施設 ブルーベリー 管理者
同	杉本 佳則	医療法人社団 兼誠会 つかぐち病院 院長
監 事	酒井 陽一	
同	秋山 謙二郎	
評 議 員	杉安 亜矢子	理事長の妻
同	島田 知子	理事長の義母
同	島田 一男	理事長の義父
同	村山 一宏	医療法人社団 あんしん会 あんしんクリニック 勤務医
同	垣内 佳美	マルホ株式会社 勤務医師
同	芋繩 啓史	ありがとう芦屋クリニック 院長
同	辻 秀憲	医療法人 秀悠会 中川クリニック 勤務医
同	伊与田 賢也	伊与田内科 勤務医
同	蓮尾 直輝	三好内科 医師
同	深江 卓司	医療法人社団 ふかえ医院 院長
同	島本 健	浜松ろうさい病院 心臓血管外科 部長
同	大林 正樹	株式会社 大林組 大阪本店 建設事業部 営業部 副部長

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	医療法人社団 兼誠会 つかぐち病院	兵庫県尼崎市南塚口町6丁目8番1号	一般病床 32床 療養病床 120床 [医療保険] 152床 [介護保険] 床 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険] 床 [介護保険] 床
介護老人保健施設	尼崎介護老人保健施設ブルーベリー	兵庫県尼崎市上坂部2丁目24番5号	入所定員 150名 通所定員 45名
介護医療院			入所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。
 4. 介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
塚口訪問看護センター	兵庫県尼崎市南塚口町6丁目10番37号	
塚口ケアプランセンター	兵庫県尼崎市南塚口町6丁目10番37号	
杉安ケアプランセンター	兵庫県尼崎市尾浜町2丁目17番5号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

会議名	議決又は同意事項
令和3年5月29日 定時社員総会	令和2年度(第61期)決算の承認議決
令和3年5月29日 定時評議員会	令和2年度(第61期)決算の同意
令和4年1月15日 臨時社員総会	つかぐち病院介護医療院の名称変更の承認議決 定款の一部変更の承認議決
令和4年1月15日 臨時評議員会	つかぐち病院介護医療院の名称変更の同意 定款の一部変更の同意
令和4年3月26日 定時社員総会	令和4年度事業計画及び收支予算の承認議決
令和4年3月26日 定時評議員会	令和4年度金融機関借入限度額の承認議決 令和4年度事業計画及び收支予算の同意 令和4年度金融機関借入限度額の同意

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えて差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えて差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

令和4年3月9日 つかぐち介護医療院開設許可(令和4年4月開院)
令和 年 月 日
令和 年 月 日

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和 年 月 日 (指定内容)
令和 年 月 日
令和 年 月 日

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 医療法人 社団 兼誠会
 所在地 兵庫県尼崎市南塚口町6丁目8番1号

※医療法人整理番号 28034

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,106,024	I 流動負債	114,651
現金及び預金	646,145	支払手形	
事業未収金	454,977	買掛金	36,832
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	3,984	未払本金	59,765
前渡金		未払費用	
前払費用		未払法人税等	82
繰延税金資産		未払消費税等	
その他の流動資産	918	繰延税金負債	
II 固定資産	4,619,699	II 固定負債	3,367,718
1 有形固定資産	4,375,148	医療機関債	
建物	3,310,131	長期借入金	3,367,718
構築物	104,485	繰延税金負債	
医療用器械備品	56,646	その他の固定負債	
その他の器械備品	163,389		
車両及び船舶	16,856		
土地	723,641		
建設仮勘定	0		
その他の有形固定資産	0		
2 無形固定資産	77,978		
借地権		負債合計	3,482,369
ソフトウェア	60,274		
その他の無形固定資産	17,704	純資産の部	
3 その他の資産	166,573	科 目	金 額
有価証券		I 資本剰余金	7,908
長期貸付金		II 利益剰余金	2,235,446
役職員等長期貸付金		1 代替基金	
長期前払費用		2 その他利益剰余金	2,235,446
繰延税金資産		別途積立金	19,000
その他の固定資産	111	繰越利益剰余金	2,216,446
保証金	106,515	III 評価・換算差額等	
敷金	10,000	その他有価証券評価差額金	
保険積立金	49,947	繰延ヘッジ損益	
その他繰延資産		純資産合計	2,243,354
資産合計	5,725,723	負債・純資産合計	5,725,723

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特別医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 社団 兼誠会
 所在地 兵庫県尼崎市南塚口町6丁目8番1号

※医療法人整理番号 28034

損 益 計 算 書
 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	2,546,491
2 事業費用	
(1)事業費	2,522,244
(2)本部費	
本来業務事業利益	24,247
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	140,043
2 事業費用	119,341
附帯業務事業利益	20,702
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
収益業務事業利益	
事業利益	44,949
II 事業外収益	
受取利息	11
その他の事業外収益	81,748
III 事業外費用	
支払利息	13,210
その他の事業外費用	
経常利益	113,498
IV 特別利益	
固定資産売却益	2,348
その他の特別利益	
V 特別損失	
固定資産売却損	39,048
その他の特別損失	9,123
税引前当期純利益	67,675
法人税・住民税及び事業税	82
法人税等調整額	
当期純利益	67,593

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名 医療法人 社団 兼誠会
 所在地 兵庫県尼崎市南塚口町6丁目8番1号

※医療法人整理番号 28034

財産目録
 (令和4年3月31日現在)

1. 資産額	5,725,724 千円
2. 負債額	3,482,369 千円
3. 純資産額	2,243,355 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	1,106,024
B 固定資産	4,619,700
C 資産合計 (A+B)	5,725,724
D 負債合計	3,482,369
E 純資産 (C-D)	2,243,355

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 社団 兼誠会
 所在地 兵庫県尼崎市南塚口町6丁目8番1号

※医療法人整理番号 2001034

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						該当なし			

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
				該当なし			

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 関係事業者ごとに記載すること。

2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。

近親者である場合には続柄を記載する。

3 次に定める取引については上記の注記を要しない。

イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて

取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引。

ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い、

4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

1 関係事業者ごとに記載すること。

2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。

3 次に定める取引については上記の注記を要しない。

イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて

取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引。

ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い、

4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

監事監査報告書

医療法人 社団 兼誠会
理事長 杉安 保宣 様

私たちは、医療法人 社団 兼誠会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 5月 28日

医療法人 社団 兼誠会

監事 杉山謙二郎

監事 酒井陽一